こども園の利用について

資　料

　こども園を利用するためには「保育の必要性」の認定を受ける手続きが必要です。認定を受けることで、認定区分に応じて、こども園の利用ができます。また、認定の手続きは、入園の申込みと同時にしていただきます。

（１）３つの認定区分

認定こども園等の利用を希望する場合は、教育・保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。

・1号認定　（教育認定　３歳以上）

　　　　　土曜日は休みで保育時間も短いですが、就労状況に関係なく利用できます。

・2号認定　（保育認定　３歳以上）

就労などの「保育の必要な理由」に該当するときに利用できます。

・3号認定　（保育認定　３歳未満）

　就労などの「保育の必要な理由」に該当するときに利用できます。

２号認定との違いは、子どもの年齢です。

「保育の必要な理由」

①　就労（フルタイムのほかパートタイム、夜間、居宅内労働など、基本的にすべての就労を含む）

②　妊娠、出産

③　保護者の疾病、負傷、障害

④　同居、又は長期入院している親族の介護、看護

⑤　災害復旧

⑥　継続的な求職活動

⑦　就学（専修学校等に在学又は職業訓練校等で職業訓練を受けている）

⑧　虐待やＤＶのおそれがあること

⑨　育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩　上記に類する状態として町が認める場合

（２）教育・保育時間について

2号認定、3号認定（保育認定）には保就労時間等の違いによってさらに

「保育**標準時間**」認定と「保育**短時間**」認定に区分されます。

|  |  |
| --- | --- |
| 保育標準時間認定 | 就労の場合「月120時間」の労働を要件とする  **７：３０～１８：３０** |
| 保育短時間認定 | 就労の場合「月48時間以上120時間未満」の労働を要件とする  **８：００～１６：００** |

・1号認定（教育認定　３歳児以上）

保育時間　　（5時間）　（月～金曜日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開園  時間外保育  7：30～ | 登園　　　　降園  8：30　～　13：30 | 時間外保育  13：3０～ | 閉園  19：00 |

・2号認定（保育認定　３歳児以上）

・3号認定（保育認定　３歳児未満）

保育**標準時間**（11時間）　（月～土曜日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登園　　　　　　　　　降園  ７：３０　　　～　　　1８：３0 | 時間外保育  18：30～ | 閉園  19：00 |

保育**短時間**（８時間）　　　（月～土曜日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開園  時間外保育  7：30～ | 登園　　　　　　　　降園  8：00　　　～　　　16：00 | 時間外保育  16：００～ | 閉園  19：00 |

（３）認定の有効期間

|  |  |
| --- | --- |
| １号認定 | ●有効期間は3年間（小学校就学まで） |
| ２号認定  ３号認定 | ●保育認定の場合、有効期間は3年間  　２号→満３歳以上は小学校就学まで  　３号→満３歳未満は満３歳の誕生日まで  ※保育の利用を必要とする理由に該当しなくなった場合には、その時点までとする。 |

（４）保育料等について

国の施策で３歳以上のお子さんの保育料は無料となっています。

また、清水町では独自に３歳未満の第２子以降のお子さんの保育料が無料です。

　３歳未満の第１子のお子さんは、所得に応じて保育料を算定します。

(令和７年4月1日～)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 階層  区分 | 定　　義 | | 保育標準時間認定 | 保育短時間認定 |
| ３歳未満児 | ３歳未満児 |
| １ | 生活保護法による被保護世帯 | | ０円 | 0円 |
| ２ | 1階層を除き市町民税が非課税の世帯 | | 0円 | 0円 |
| ３ | 1階層、2階層を除き市町村民税の所得割課税額が48,600円未満 | | 9,500円  (3,300円) | 9,300円  (3,200円) |
| ４ | 市町村民税所得割額が右の世帯 | 48,600円以上  67,000円未満 | 16,200円  (5,700円) | 15,900円  (5,500円) |
| ５ | 67,000円以上  97,000円未満 | 21,800円  (7,600円) | 21,400円  (7,400円) |
| ６ | 97,000円以上  140,000円未満 | 30,500円  (15,250円) | 29,900円  (14,950円) |
| ７ | 140,000円以上  169,000円未満 | 38,000円  (19,000円) | 37,300円  (18,650円) |
| ８ | 169,000円以上  254,000円未満 | 45,500円  (22,750円) | 44,600円  (22,300円) |
| ９ | 254,000円以上  301,000円未満 | 53,200円  (26,600円) | 52,200円  (26,100円) |
| 10 | 301,000円以上 | 61,000円  (30,500円) | 59,900円  (29,950円) |

※（　）は、ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、要保護者等その他の世帯

※この表における保育料は、8月以前は前年度分の市町村民税額、9月以降は当年度分の市町村民税額

による。

その他の保育料等

■こども園の時間外保育料　30分／150円

■こども園の一時保育料　1時間／300円

保育料等の免除

■特定教育・保育施設の保育料の免除　―　同一世帯に兄又は姉がいる児童　→［無料］

■保育所等の時間外保育料の免除―-―被保護世帯・市町村民税非課税世帯　→［無料］

■保育所等の一時保育料の免除―-――被保護世帯・市町村民税非課税世帯　→［無料］